

(介護予防) 短期入所生活介護事業所 かのこ

重要事項説明書

社会福祉法人来島会  
当事業所は愛媛県の指定を受けています  
(愛媛県指定 3870202151)

令和7年7月1日 改定

## (介護予防) 短期入所生活介護 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号）」又は「愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第27号）」の規定に基づき、指定短期入所生活介護サービス又は指定介護予防短期入所生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 来島会
所 在 地	〒794-0028 今治市北宝来町二丁目2番地12
電 話 番 号	0898-32-0700
代 表 者 氏 名	理事長 越智 清仁
設 立 年 月	平成5年6月10日

### 2. サービス提供を担当する施設について

#### (1) 施設の所在地等

施 設 名 称	(介護予防) 短期入所生活介護事業所 かのこ	
サ ー ビ ス の 種 類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
介護保険事業者番号 指 定 年 月 日	愛媛県指定 第3870202151号	平成26年4月1日
管 理 者	施設長 杉山 裕二	
施 設 所 在 地	〒799-1537 今治市宮ヶ崎甲700番地1	
連 絡 先	TEL : 0898-47-5655 FAX : 0898-47-5677	
利 用 定 員 ユ ニ ッ ツ 数	定員：10人 ・ ユニット数：1ユニット (Sユニット10名)	
通常の事業の実施地域	今治市（島しょ部を除く）	
開 設 年 月 日	平成26年4月1日	
併 設 事 業	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（今治市指定 第3890200367号）	

#### (2) サービスの目的及び運営方針

目 的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運 営 方 針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係地方公共団体や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。 また短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービス（以下「施設サービス」という。）は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築けるよう、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

### 3. 施設の構造・設備について

#### (1) 構造

構 造	R C造・鉄骨造 2階建 (耐火建築物)(耐震構造)
敷 地 面 積	8,862.52 m <sup>2</sup> (共有)
延 床 面 積	415.83 m <sup>2</sup>

#### (2) 設備

設 備 の 種 類	部屋数	備 考	
居 室	10室	13.44 m <sup>2</sup> ×6室	12.92 m <sup>2</sup> ×4室 ベッド、タンス、エアコン
医務室・静養室	1室	24.60 m <sup>2</sup>	(共有)
浴 室	1室	一般浴	
洗 面 設 備	11室	共同生活室	各居室
便 所	4室		
食堂兼機能訓練室	1室	37.36 m <sup>2</sup>	共同生活室
相 談 室	1室	11.96 m <sup>2</sup>	(共有)
介 護 職 員 室	1室		
調 理 室	2室	ユニット	厨房(共有)
洗 灌 室	1室	(共有)	
汚 物 処 理 室	1室		
介 護 材 料 室	1室		

※廊下幅については1.8メートル以上確保しています。

※当施設では、厚生労働省の定める指定基準及び愛媛県条例を遵守し以上の施設・設備を設置しています

### 4. 職員体制等について

#### (1) 職務の内容

職 種	職 務 内 容
施設長(管理者)	本会理事長の命を受け、施設の業務を統括するとともに、施設職員の指揮監督及び管理運営に当たる。
介護職員	利用者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等のサービス提供に当たる。
看護職員	利用者の健康管理、保健衛生の指導に当たる。
生活相談員	利用者の生活向上のための相談、助言その他の援助に当たる。
機能訓練指導員	利用者の機能訓練の指導に当たる。
管理栄養士	栄養マネジメント及び給食業務の管理に当たる。
医師(嘱託)	利用者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に当たる。

#### (2) 職員配置(特別養護老人ホーム含む)

職 種	人 員	
	特別養護老人ホーム	短 期 入 所
施設長(管理者)	1名(兼務)	1名(兼務)
介護職員	9名以上	4名以上

看護職員	1名以上	
生活相談員	1名	
機能訓練指導員	1名	
管理栄養士	1名	
医師（嘱託）	1名	

※特別養護老人ホームと併設しているため、特別養護老人ホームの看護職員が短期入所生活介護事業所利用者又は介護予防短期入所生活介護事業所利用者へ看護業務を実施できる。

※当施設では、厚生労働省の定める指定基準及び愛媛県条例を遵守しサービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。ただし、員数については基準を下回らない範囲で変動する場合があります。

### (3) 勤務体系

職種	勤務体系（施設における標準的な勤務時間）
施設長（管理者）	早出(8:00～17:00) 日勤(8:30～17:30) 遅出(9:00～18:00)
介護職員	早出(7:00～16:00) 日勤(8:30～17:30) 遅出(12:45～21:45) 夜勤(21:30～7:30)
看護職員	早出(8:00～17:00) 日勤(8:30～17:30) 遅出(9:00～18:00)
生活相談員	早出(8:00～17:00) 日勤(8:30～17:30) 遅出(9:00～18:00)
機能訓練指導員	早出(8:00～17:00) 日勤(8:30～17:30) 遅出(9:00～18:00)
管理栄養士	早出(8:00～17:00) 日勤(8:30～17:30) 遅出(9:00～18:00)
医師（嘱託）	随時 必要に応じて

※必要に応じ、勤務体系を変更する場合があります。

## 5. 提供するサービスの内容

### (1) 提供するサービスの内容について

施設は利用期間が連続して4日以上である場合、利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画」又は「介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所生活介護計画」又は「介護予防短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

サービス提供は「短期入所生活介護計画」又は「介護予防短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「短期入所生活介護計画」又は「介護予防短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

短期入所生活介護従業者又は介護予防短期入所生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

サービスの種類		サービスの内容
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と施設までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
食事		利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。

	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

## (2) 禁止行為について

短期入所生活介護従業者又は介護予防短期入所生活介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 6. サービス利用料金・費用について

当施設が提供するサービスについては、(1)介護保険の対象となるサービスの場合、(2)介護保険の対象となるないサービスの場合とがあり、(1)と(2)の合計額をお支払いいただきます。

### (1) 介護保険の対象となるサービスの場合

介護保険の対象となるサービスの場合には、別紙の料金表により利用者の要介護度又は要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額）となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額（自己負担額ではありません）をご負担いただきます。

※自己負担割合は所得に応じ介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合によります。

- ①基本料金（別紙参照）
- ②加算料金（別紙参照）

### (2) 介護保険の対象とならないサービスの場合

以下のサービスは介護保険に含まれないため、全額が利用者負担となります。

- ①食費・居住費（別紙参照）

※食費・居住費の費用について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載された負担限度額が適用され、国が定める基準費用額と施設が定める費用額のどちらか低い費用額と負担限度額との差額を補足給付として保険給付されます。

- ②その他の費用

理 美 容 代	実費
特 別 食 代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では利用者やご家族の希望により特別食の提供を行うことができます。</li> <li>・パン食を希望する場合：1食 110円</li> </ul>
テ レ ビ レンタル料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室でのテレビ視聴を希望する場合、使用料金を徴収させていただきます。</li> <li>・1日 500円</li> </ul> <p>※台数に限りがございます。</p>
電化製品持込料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電化製品を持込まれる場合、使用料金を徴収させていただきます。</li> <li>・1日 100円</li> </ul> <p>※製品の種類によっては持込不可の場合もございますので、事前にご相談ください。</p> <p>※持込み方法につきましては、家族等に持ってきていただくか、施設送迎での運搬となります。運搬に関しては電化製品の保護をした状態で送迎職員へお渡しください。</p> <p>※持込まれました電化製品に対して、破損・故障に関しては、施設側は責任を負いません。</p>

送迎費	・通常の事業の実施地域を超えて送迎を行った場合 1kmにつき37円 有料道路等はその実費		
	・利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。 ・ただし、施設の事情によりサービス提供の中止を申し入れた場合は、この限りではありません。		
キャンセル料	利用予定日の前日までの ご連絡の場合	前日17時までのご連絡	キャンセル料は不要です
		前日17時以降のご連絡	利用者負担金の100%の額
	利用予定日当日でのご連絡の場合		利用者負担金の100%の額
	利用予定日当日までご連絡のない場合		利用者負担金の100%の額
その他	・日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。		

## 7. 利用者負担額及びその他の費用のお支払い方法

利用者負担額及びその他の費用については、1ヶ月ごとに計算し翌月15日までに請求書をお届けしますので、請求月の20日までにお支払い下さい。

支払いは、原則として自動口座引き落としてお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金又は振込でお願いします。

### ①金融機関口座からの自動引き落とし

金融機関：E-NET 参加金融機関であれば自動引落としが可能です。

### ②指定口座への振込み（振込手数料はご負担ください。）

伊予銀行 今治支店 普通口座 4050759

しゃかいふくしほうじんくるしまかい りじちょう おちきよひと  
社会福祉法人来島会 理事長 越智清仁

### ③施設へ現金支払い（釣銭の必要が無いようご用意をお願いします。）

お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

## 8. 協力医療機関

協力医療機関は、診療や治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

### (1) 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人 生きる会瀬戸内海病院		
医院長名	小堀 陽一郎		
所在地	愛媛県今治市北宝来町二丁目4番地9		
電話番号	0898-23-0655		
診療科	内科・外科・整形外科・小児科・糖尿病内科・放射線科・呼吸器科・循環器科・消化器科・リハビリテーション科	入院設備	有

### (2) 協力歯科診療機関

医療機関の名称	日吉歯科医院		
医院長名	越智 宣之		
所在地	愛媛県今治市常盤町七丁目1-41		
電話番号	0898-24-1588		
診療科	歯科	入院設備	無

## 9. 緊急時の対応方法について

施設は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師及び看護職員、若しくは利用者の主治医又はあらかじめ施設が指定した協力医療機関（以下「協力医療機関」という）と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします

## 10. 事故発生の防止及び事故発生時の対応について

- (1) ①事故発生防止のための指針や事故が発生した場合の対応等の方法を定めたマニュアルを整備し、職員に周知します。  
②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。  
③事故防止検討委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (2) ①施設は、利用者に対する指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び関係地方公共団体へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。  
②施設は、利用者に対する指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。ただし、その損害の発生については、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、その程度に応じて施設の損害賠償責任は減免されます。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
加入保険名	施設賠償責任保険

## 11. 非常災害の対応

当施設に灾害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害の防止と利用者の安全確保に努めます。また、非常災害に備えるため防災計画を整備し、定期的に避難・救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む）を実施する等、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備します。

防火管理者	生活相談員 重坂 浩貴
-------	-------------

## 12. 心身の状況の把握

短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 13. 居宅介護支援事業者等との連携

- ①短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。  
②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護計画」又は「介護予防短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。  
③サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

## 14. 衛生管理等について

- ①施設の用に供する施設、食器、その他の設備等について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。  
②施設において感染症の発生又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 15. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○施設及び施設の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしま
-------------------------	--

	<p>せん。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○施設は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○施設は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者家族の個人情報を用いません。</p> <p>○施設は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○施設が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 16. 身体拘束等について

当施設は、身体的拘束適正化検討委員会を設置しています。原則として利用者に対して身体拘束等を行いません。ただし、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶため、緊急やむを得ない場合には、利用者及びその家族等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げる事項に留意し、必要最小限の範囲で行うことがあります。身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

- (1) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得なかつた理由等を記録します。
  - ①切迫性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
  - ②非代替性：身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
  - ③一時性：利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。
- (2) 利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかつたか改善方法を検討します。
- (3) 身体拘束の解除（改善方法）、期間の見直し等について、最大1月に1回は検討を行い、利用者又はその家族に説明を行い、同意を得ます。

## 17. 高齢者虐待防止について

当施設は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 杉山 裕二
-------------	-----------

- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修を実施しています。
- ⑤従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑥サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを関係地方公共団体等に通報します。

## 18. 苦情相談窓口

### (1) 施設の苦情・相談受付窓口

提供したサービスにかかる利用者及びその家族からの相談又は苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

当施設では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当施設に対するご意見などもいただいています。当施設への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

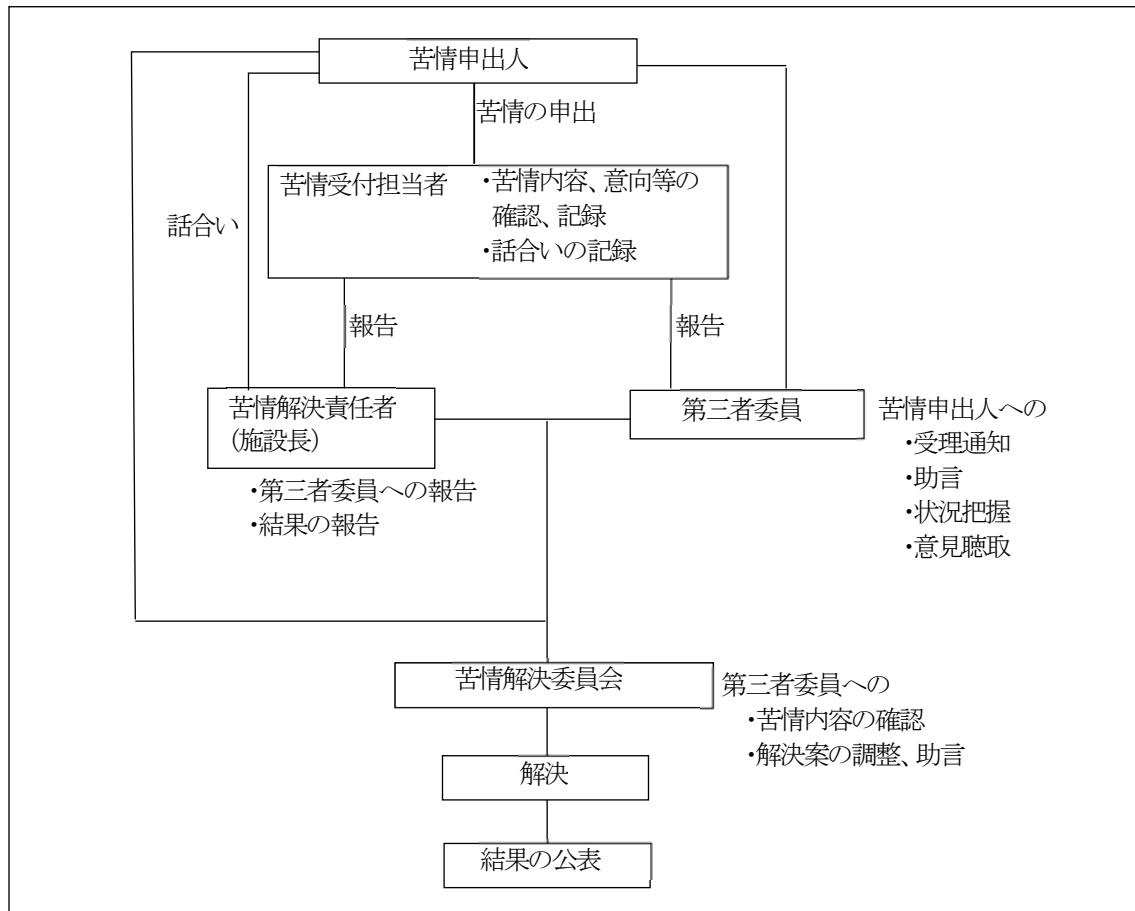
当 施 設 ご 利 用 相 談 窓 口	窓口担当者	生活相談員 重坂 浩貴
	苦情解決責任者	施設長 杉山 裕二
	利用時間	9:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)
	電話番号	0898-47-5655
	FAX番号	0898-47-5677
第 三 者 委 員	眞鍋 誠子	社会福祉法人今治市社会福祉協議会 理事
		8:30~17:00 (土日祝祭日・年末年始を除く)
		TEL: 090-3189-7696
	長野 千津美	社会福祉法人来島会 監事
		8:30~17:00 (土日祝祭日・年末年始を除く)
		TEL: 090-8654-1049

(2) 行政機関その他苦情受付機関

当施設では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は愛媛県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会等に申し立てることができます。

今治市役所介護保険課	所 在 地	愛媛県今治市別宮町1丁目4-1
	受 付 時 間	8:30~17:15 (土日祝祭日・年末年始を除く)
	電 話 番 号	0898-36-1526
運営適正化委員会	実 施 機 関	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会
	所 在 地	愛媛県松山市持田町三丁目8-15
	受 付 時 間	9:00~12:00・13:00~16:30 (土日祝祭日・年末年始を除く)
	電 話 番 号	089-998-3477
愛媛県国民健康保険 団体連合会	所 在 地	愛媛県松山市高岡町101-1
	受 付 時 間	8:30~17:15 (土日祝祭日・年末年始を除く)
	電 話 番 号	089-968-8800(代)

(3) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。



## 19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当該施設で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実 施 の 有 無	なし
実施した直近の年月日	—
第三 者 評 価 機 関 名	—
評 価 結 果 の 開 示 状 況	—

## 20. その他サービスの利用における留意事項について

安全・快適にサービスをご利用いただくため、下記の事項にご留意ください。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当施設の担当者へご連絡ください。
- (4) 当施設では、看護職員の配置状況によっては医療行為（胃瘻・経鼻経管栄養・透析等）に対応できない場合があります。
- (5) 当施設では、疾患治療の直接手段としての治療食の提供に対応できない場合があります。
- (6) お部屋は固定ではありませんので、都合によりお代わりいただく場合があります。
- (7) 営業・営利活動については、お控えください。
- (8) 利用者本人の信仰・信条は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動及び政治活動の勧誘等はお控えください。
- (9) 感染症などの集団感染を予防するために、感染症にかかられた利用者のご利用を控えていただく場合があります。また、同居する家族が感染症にかかられた場合も、同様にご利用を控えていただく場合がありますので、必ず施設までご連絡をください。施設内での集団感染予防のため、ご理解ご協力をお願い致します。
- (10) 利用者の送迎時間以前に、愛媛県東予地方（西部）に「大雨」「洪水」「大雪」「暴風」「暴風雪」等の警報が発令中の場合は自宅待機とし、解除次第送迎を開始します。また、利用中に前記警報が発令された場合は、利用者の安全を第一に考え、必要に応じて利用者に連絡するとともに適切な判断に努めます。

令和 年 月 日

上記内容について、令和3年愛媛県条例第26号の規定又は令和3年愛媛県条例第27号の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

所 在 地 愛媛県今治市宮ヶ崎甲 700 番地 1

法 人 名 社会福祉法人 来島会

施 設 名 (介護予防)短期入所生活介護事業所 かのこ

説 明 者 氏 名 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

私は、上記内容の説明を事業者から確かに受け、同意しました。

【利 用 者】 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

【代 筆 者】 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

【成 年 後 見 人】 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_